社会福祉法人 敬人会 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬人会(以下「敬人会」という。)の理事長が敬人会 の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 第1条における業務とは定款第17条及び24条の業務をいうものとする

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、年額1,200万円までを限度として支給する。

但し理事長が施設長等を兼務する場合は、施設長給与相当額について理事長報酬は支給しないものとする。

2 支給する報酬額は別に定める理事長報酬算定調書による。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については敬人会就業規則の例による。この場合の「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会及び評議員会が定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。 平成30年11月18日 改正